

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

館林地区消防組合

管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合条例第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(館林地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 館林地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年 3 月 2 8 日条例 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(館林地区消防組合行政不服審査会条例の一部改正)

第 2 条 館林地区消防組合行政不服審査会条例（平成 2 8 年 3 月 3 1 日条例 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(館林地区消防組合消防団条例の一部改正)

第 3 条 館林地区消防組合消防団条例（昭和 4 7 年 4 月 1 0 日条例 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第 3 条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。附則第 5 条において「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以

下この条において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。